

3 情報社会における法律

情報社会の安全を守るために、さまざまな法律がある。その目的や基本的な内容を理解しよう。

情報社会と法律

情報社会以前には考えられなかった犯罪や問題に対応するため、近年法律の整備も進められてきた。技術的な対策だけではなく、立法によっても、わたしたちの安全は守られている。

特定商取引法

特定商取引法^④は、おもに、店舗をもたない販売形態に対してルールを定め、消費者を保護することを目的に制定された。店舗をもたない販売形態とは、訪問販売やインターネットなどの通信販売、電話勧誘販売などである。おもな規制には以下のものがある。

・電子メール広告の規制^⑤

承諾をしていない人に対して電子メール広告を送信してはならない。この内容は、2008年に改正された。

・意に反する契約の申し込みをさせようとする行為の禁止

Webサイトなどで、次の操作を行えば申し込みとなることが明らかにわかるように表示されていない場合や、申し込みを受ける場合に申込者が申し込みの内容を容易に確認および訂正できるようにしていなければ、ワンクリック詐欺は、この内容に違反している違法行為である。そのような悪質なWebサイトではなくても、購入の確認画面などがない場合は違反行為になると考えられている。

④ 特定商取引法

正式名称は「特定商取引に関する法律」。1976年の制定当時は、「訪問販売等に関する法律」という名称であったが、その後、通信販売や電話販売などが増加したため、2000年に現在の名称となつた。社会の変化に合わせ、内容もたびたび改正されている。

⑤ 迷惑メールを規制する法律には、ほかに「特定電子メール法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律）」があり、承諾していない人への電子広告メール送信を禁じている。特定商取引法は、販売形態などが限られた範囲の法律なので、特定電子メール法のほうが広い範囲を規制している。

① 個人情報保護法

正式名称は「個人情報の保護に関する法律」。2003年5月30日一部施行、2005年4月1日全面施行。

② OECDプライバシーガイドライン

1980年にOECD（経済協力開発機構）が公表した、プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン。このガイドラインの中で、八つの原則を定めた(OECD8原則)。

個人情報保護法

個人情報保護法^①は、OECDプライバシーガイドライン^②などに沿った内容である。高度情報通信社会の進展にともない、

個人情報の利用が拡大している事情を背景に、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。5000件を超える個人情報を保有している事業者が対象で、個人情報の適切な取り扱いを求めている。

この法律によって、おもに以下のことが義務づけられている。

- 個人情報を取得する際には、あらかじめどういう目的で収集するのかを明らかにし、その目的以外に利用しない。
- 個人データが漏れたり、なくなったりしないよう管理する。
- 犯罪捜査協力など特別な場合を除き、本人の同意がないのに第三者に個人情報を提供してはならない。

[5]

[10]

[15]

[20]

[25]

[30]

③ 不正アクセス禁止法

正式名称は「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」。

不正アクセス禁止法

不正アクセス禁止法^③は、コンピュータやインターネットが普及したことに対応する法律で、不正アクセスを禁止し、ネットワークに関する秩序維持をはかることで情報社会の健全な発展に寄与することを目的としている。2000年より施行された。

以下の行為を行えば、この法律により罰せられる。

- ✗ ネットワークを通じてコンピュータにアクセスし、他人のIDやパスワードなどを用いてログインすること。
- ✗ セキュリティホールやコンピュータウイルスなどを悪用し、認証技術を破り、アクセスすること。
- ✗ 他人のログインIDやパスワードを第三者に伝えること。

また、この法律では、管理者が不正アクセスを防ぐよう、適切な処置をとるよう努力義務があることを定めている。

これらのほかにも、情報社会に関する法律として、[プロバイダ責任制限法](#)、[著作権法](#)、[青少年ネット規制法](#)などがある。

特定商取引法

特定商取引法^④は、おもに、店舗をもたない販売形態に対してルールを定め、消費者を保護することを目的に制定された。店舗をもたない販売形態とは、訪問販売やインターネットなどの通信販売、電話勧誘販売などである。おもな規制には以下のものがある。

・電子メール広告の規制^⑤

承諾をしていない人に対して電子メール広告を送信してはならない。この内容は、2008年に改正された。

・意に反する契約の申し込みをさせようとする行為の禁止

Webサイトなどで、次の操作を行えば申し込みとなることが明らかにわかるように表示されていない場合や、申し込みを受ける場合に申込者が申し込みの内容を容易に確認および訂正できるようにしていなければ、ワンクリック詐欺は、この内容に違反している違法行為である。そのような悪質なWebサイトではなくても、購入の確認画面などがない場合は違反行為になると考えられている。

深める 情報社会の法

日本国憲法

プライバシー^(→p.75)や肖像権^(→p.39)について定める法律はないが、基本的人権として憲法で守られている。

刑法

どういう行為が罪となるかや、どんな刑になるかを定める法律。コンピュータ関連犯罪に関するものには、コンピュータを損壊したり、データを改ざん・消去したりするなどして業務を妨害する「電子計算機損壊等業務妨害罪」、インターネットで他人の名誉を傷つけたりした場合に適用される「名誉毀損罪」などがある。

電子消費者契約法（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律）

ネットショッピングなどで1個注文したつもりが11個などになってしまっていた場合に、そのWebサイトが個数の再確認などの適切な措置をとっていないと、その契約は無効となることなどを定めた。

青少年ネット規制法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）

インターネット上の有害情報から、青少年を守るための法律。携帯通信会社に対しては、保護者の申し出がない限りフィルタリングを義務づけている。また、プロバイダは利用者から求めがあった場合にフィルタリングソフトウェアやサービスの提供が義務づけられた。